

募集

嘱託職員

市は平成26年度に採用する嘱託職員6職種(①ファミリー・サポート・センターアドバイザー、②発達支援相談員、③医療保険制度推進員、④障害児保育士、⑤嘱託保健師、⑥介護認定調査員)を募集します▶試験=2月23日(日)▶受験資格、業務内容、勤務条件、募集人数など、くわしくは市ホームページまたは2月10日(月)から人事課(市役所2階)と窓口サービスセンター(女性総合センター1階)で配布する募集案内をご覧ください▶人事課人事係・内線2573

臨時職員(中学校給食配膳員)

▶業務=市立中学校給食の配膳▶勤務地=二中・六中・九中▶雇用期間=平成26年4月~平成27年3月(平成26年3月中旬に研修予定)▶勤務日=平日週2日~3日程度で給食がある日▶勤務時間=午前10時30分~午後2時30分▶時給=870円(研修中含む。交通費別途有)▶募集人数=3人程度(選考)▶2月21日(金)(必着)までに写真を貼った履歴書を郵送か直接、学校給食課(学校給食共同調理場)☎(529)3511へ

市民講師

人材育成、就業支援、資格取得、心の健康づくり、起業、ワーク・ライフ・バランスに関わる家事・育児・介護など、男女平等参画推進を啓発する講座の市民講師を募集します。くわしくは市ホームページまたは女性総合セ

ンターで配布する募集案内をご覧ください▶募集期間=2月17日(月)~3月14日(金)(3月15日(土)午前10時~正午に研修会があります)▶男女平等参画課☎(528)6801

お知らせ

中小企業勤労者福祉厚生資金あっせん制度

市は、中小企業で働く方へ教育・医療・冠婚葬祭・住居の改修など、福利厚生に必要な資金の融資あっせんを行っています。

- 対象 次のすべてに該当する方▶市内在住か在勤で、中小企業に1年以上勤務している▶20歳以上60歳以下で市区町村税を滞納していない▶日本労働者信用基金協会の保証を受けられる▶この制度の利用残金がない
- 融資限度額 50万円(立川市勤労者福祉サービスセンター会員は70万円)
- 利率 年利1.63%
- 返済期間 31万円以上は5年以内、21万円以上~31万円未満は3年以内、21万円未満は2年以内

落ち葉・枝などの野外焼却は禁止されています

落ち葉や庭木の枝などを廃棄物として野外で焼却することは、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」などで禁止されています。落ち葉は透明または半透明の袋に入れて「燃やせるごみの日」に、せん定枝は直径15cmまでの枝を長さ50cmまでの束にして1回5束を限度に「せん定

枝の日」に出してください。なお、せん定枝は総合リサイクルセンターに直接持ち込むこともできます▶環境対策課・内線2248、ごみの出し方はごみ対策課☎(531)5518

外国人学校に通う児童・生徒の保護者に補助金を交付

公立の小・中学校に相当する外国人学校に通学している児童・生徒の保護者の方に、補助金を交付します。補助金は、児童・生徒1人につき月額2,000円▶市内に住所があり、住民基本台帳に登録されている外国人の方で、児童・生徒の授業料などを負担している保護者の方▶協働推進課多文化共生係・内線2632へ

びんや缶を出すときは風対策をお願いします

現在、びんと缶の排出には、かごやバケツなどの容器をご使用いただいています。風の強い日には、缶などが容器ごと飛ばされて、排出場所から動いてしまったり、道路上に散乱したりすることがあります。また、収集後は空になった容器が飛ばされて、破損や紛失することもあります。排出する際は、風で容器が動かないような工夫をお願いします▶ごみ対策課☎(531)5518

官公署・その他

下水道モニター募集

モニターアンケートの回答や施設見学会への参加など。任期は4月1日から1年間▶4月1日現在、満20歳以上で都内在住の方(公務員、過去にモニ

ターを体験した方、島しょ在住の方を除く)で、ホームページ閲覧とEメール送受信ができる方▶1,000人程度(選考)▶2月28日(金)までに都下水道局ホームページ▶http://www.gesui.metro.tokyo.jp/からお申し込みを▶同局広報サービス課☎03(5320)6693

第13回たま工業交流展

多摩地域の中小企業の技術や製品を一堂に展示。直接会場へ。駐車場はありません。JR立川駅南口から無料シャトルバスを運行▶2月27日(木)・28日(金)、午前10時~午後4時▶都立多摩職業能力開発センター(昭島市東町3-6-33)▶たま工業交流展実行委員会☎(527)2700

たまロボットコンテスト

小・中学生部門と工業高校部門でプログラミングロボットによる競技を行います。直接会場へ▶3月1日(土)午後1時~5時▶都立多摩職業能力開発センター(昭島市東町3-6-33)▶たま工業交流展実行委員会☎(527)2700

市公式ツイッターのご利用を

▶http://twitter.com/tachikawa_tokyo

▶@tachikawa_tokyo

市政情報、防災・防犯情報、イベント情報、「メイヤーズトーク」など

▶広報課・内線2744

くらしの相談日程

市役所☎(523)2111

予=予約制 直=直接会場(先着順) ※祝日を除く ☎=電話相談

相談項目	相談日	時間	場所	連絡先
予 法律相談 相続・金銭貸借等法律全般	第1~第4月曜日	9:30~正午	市民相談室	市民相談係 ☎(528)4319
	第1木曜日	13:30~16:30	女性総合センター・アイム5階	
	第2木曜日		子ども未来センター	
	第3木曜日		市民相談室	
	第4木曜日		柴崎学習館	
成年後見	日曜日	13:00~16:00	伊勢丹立川店6階あいあいステーション	あいあいステーション ☎(540)7484
予 相続・登記・成年後見等	第1・3・4火曜日	13:30~16:30	市民相談室	市民相談係 ☎(528)4319
予 税務相談 所得税、相続税、贈与税等	第2・4水曜日	13:30~16:25	市民相談室	市民相談係 ☎(528)4319
予 年金・労働相談 年金、労働問題、雇用保険等	偶数月の第3土曜日	13:00~16:00	伊勢丹立川店6階あいあいステーション	あいあいステーション ☎(540)7484
予 家事相談 夫婦間、親子間、離婚問題等	第1~第4木曜日 第1・第3火曜日	9:20~正午	市民相談室	市民相談係 ☎(528)4319
	第2・第4火曜日	13:30~16:10		
予 不動産相談 不動産の売買、賃貸借契約等	第2・第4水曜日	13:30~16:30	市民相談室	市民相談係 ☎(528)4319
予 交通事故相談	第1水曜日	9:20~正午	市民相談室	市民相談係 ☎(528)4319
予 行政手続相談 遺言書の作成等	第2火曜日	9:20~正午	市民相談室	市民相談係 ☎(528)4319
直 犯罪被害者等支援相談	月曜~金曜日	8:30~17:00 (正午~13:00を除く)	市民相談室	市民相談係 ☎(528)4319
直 公益通報者保護相談 (外部通報窓口)	月曜~金曜日	8:30~17:00 (正午~13:00を除く)	市民相談室	市民相談係 ☎(528)4319
予 人権悩みごと相談 不当な扱い、いやがらせ等	第1水曜日	9:30~11:45	市民相談室	市民相談係 ☎(528)4319
予 行政相談 国等への苦情、要望等	第3水曜日	9:30~11:45	市民相談室	市民相談係 ☎(528)4319
直 消費生活相談 契約トラブル、商品知識、架請求、多重債務	月曜~金曜日 (第3木曜日は電話相談のみ)	9:00~16:00 (正午~13:00を除く)	女性総合センター・アイム5階	消費生活センター ☎(528)6810

相談項目	相談日	時間	場所	連絡先
予 高齢者福祉相談	偶数月の第1水曜日	13:00~16:00	伊勢丹立川店6階あいあいステーション	あいあいステーション ☎(540)7484
予 行政手続相談 遺言書の作成等	第3火曜日 ※2月は17日(月)			
予 相続相談	第2・第4火曜日 ※2月は11日(木)、24日(月)			
予 福祉のしごと相談	第1火曜日	8:30~17:00 (正午~13:00を除く)	生活福祉課	生活福祉課・内線1578
予 女性相談	月曜~金曜日			
予 母子相談 ひとり親家庭の相談	月曜~金曜日	9:00~17:00	子ども未来センター	子育て推進課 給付係・内線1345
予 子ども総合相談 どこに相談したらいいかわからない子どもに関する相談	月曜~土曜日			
予 子育て家庭の相談 子育て家庭への支援の相談	月曜~土曜日	10:00~正午 (一部午後あり)	子育てひろば(児童館ほか)	子育てひろば担当 ☎(528)4335
予 発達相談 子どもの発達が気になるとき	月曜~金曜日			
予 教育・就学相談 学校や家庭での悩み・就学相談	月曜~土曜日 (就学相談は第2土曜日のみ)	13:00~16:00	総合福祉センター	社会福祉協議会 ☎(529)8426
予 アルコール相談	第2・第4水曜日			
予 ふれあい相談	木曜日	13:00~17:00	女性総合センター・アイム5階	男女平等参画係 ☎(528)6801
予 カウンセリング相談	火・水・土曜日 (土曜日は電話相談のみ)			
予 子育てひろば相談	月曜~金曜日	13:00~16:00	女性総合センター・アイム5階	たちかわ多文化共生センター ☎(527)0310
予 外国人相談	第1・第4土曜日 ※2月22日(土)はお休み			
予 中国語 英語・ポルトガル語 英語	第2土曜日 第3・第5土曜日 ※第1・第2土曜日は行政書士、第3~第5土曜日は生活相談員が対応			